

令和元年度11月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和元年11月11日（月）

召集場所 西伯郡伯耆町溝口652番地1 溝口公民館3階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 11名

事務局2名

1 開会宣言	午前9時30分
事務局	これより令和元年度第8回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>11月になって少し涼しくなって、大山の方も紅葉が綺麗になってきました。農作業の方も、今年の水稻の収穫もほぼ終わりました。大変ご苦労様でした。</p> <p>皆様の手元の方に、10月25日現在の米の状況を配布させていただきましたが、見てもらえばわかりますとおり、まだ計画した出荷数量には達していませんが、25日現在の1等米比率が、岸本の方は昨年より多少良くなっていますが、溝口の方は多少悪くなっているような結果になっています。</p> <p>皆様の一生懸命された結果が出てきたのではないかと思っています。岸本の1等米比率が上がったのは、『星空舞』の関係で多少上がったのではないかと考えています。</p> <p>今年の1年間、米作りにご精進いただきまして、良い結果で終わるのではないかというような報告を受けています。</p> <p>鳥取県の農業会議の会長を、今まで上場さんが務めておられましたが、担い手機構の方の会長を辞められたということで、農業会議の理事も退任されました。</p> <p>その結果、上場会長が農業会議の会長を退任されまして、新たに智頭の農業委員会の会長の小林会長が農業会議の会長ということで先月の総会で決定いたしましたので、ご連絡させていただきます。詳しいことについては、またその他のところで事務局長の方から説明させていただきます。そういう結果になりまして、今までいろいろとご指導していただきました上場会長が農業会議の会長を退任されました。</p> <p>これからますます寒さも厳しくなってくると思いますが、体調の方に気を付けて農作業に精を出してくださいますことをお願いいたしまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。</p>
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、1番 赤井委員・6番 内藤委員にお願いします。
4 報告事項	
車議長	本日は、報告事項はありません。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
車議長	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくお願いします。

事務局

議案第27号です。これにつきましては、案件が6件あります。

図面を付けていますので、そちらを確認しながらお願ひします。

まず1番、白水の前田184-1、田他5筆につきまして、米子市蚊屋の松原さんから白水の赤井さんへの売買による3条の申請となっています。

続きまして2番目、二部の2,739番地の田につきまして、譲渡人が山本邦良さんで、譲受人が忠田孝樹さんです。位置は図面のとおりです。売買の案件です。

3番目と4番目は、隣接する土地となっています。

3番目清原の桑木267-3、畠と4番目清原の桑木267-8、畠です。

こちらはどちらも譲渡人が野坂則文さんで、譲受人が長井順さんと野坂弥さんということで、地図を付けています。こちらにつきましては、贈与での所有権移転となっています。

5番目ですが、富江の譲渡人米田俊光さんから譲受人高住正人さんへの売買による所有権移転です。場所は、富江の林ヶ後517-1、畠と富江の向林526-3、田の2筆となっています。

最後に6番目、場所は吉長才ケ分ノー572、畠です。これはこちらには住んでおられない勝長祥さんの方から細田英幸さんが購入されるということで、売買となっています。

いずれも現地を農業委員さんと事務局で見てきまして、全てが現状、農地となっていることを確認してきたところです。

以上です。

車議長

1番から始めさせていただきます。1番の地元農業委員の中村委員さんの方から説明の方よろしくお願ひします。

中村委員

10月29日に事務局と赤井委員、井上委員と私とで現地確認に行きました。

隣接するところに、赤井さんの息子さんだと思いますが、ハウスとか田んぼをたくさん持つておられるので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

車議長

井上委員さんの方から、何か補足説明はありますか。

井上委員

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

車議長

説明の方、終わりました。何か皆様方の方からご意見・ご質問等ありますか。

車議長

ないようですので、採決に入らせていただきます。

車議長

議案第27号の1につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

車議長

議案第27号の1は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）

車議長

2番について、農業委員の畠委員さんの方から説明、よろしくお願ひします。

畠委員

10月29日に事務局と車委員さん、推進委員の池口委員さん、福島委員さんと私とで現地を確認させていただきました。

この譲渡人の山本さんは高齢の方で、家庭の事情により農業を辞めたいということで、地図を見てもらえばわかると思いますが、この四角のところが忠田さんの土地です。

隣接地ということで、忠田さんの方が購入されるということです。山本さんは先ほど言いましたように、農業を辞められるということで、購入して維持していただくということは、大変良いことですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

車議長

推進委員の池口委員さん、何か補足説明はありますか。

池口委員	畠委員さんの言われるとおり、現地を確認しましたが、何ら問題はありませんので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方、終わりました。何か皆様方の方からご意見・ご質問等ありますか。
影山委員	高齢のために辞められるということですが、土地はまだたくさんありますが、その辺は徐々に手放されるわけですか。
畠委員	そこまでは聞いていませんが、とりあえず隣接地の方は忠田さんに買っていただくということですが、あの分は未定です。先ほども言いましたように、家庭の事情もあり、農機具なども全部処分されるということを聞いています。良い場所は多分買っていただけるかも知れませんが、申し訳ありませんが、その辺は定かではありません。
車議長	ひとつ補足させていただきますと、今の申請地の次も山本さんの農地です。そのひとつ置いた次も山本さんの農地です。これは利用権設定をして作られる方がもう決まっておられるそうです。こここの続きの所に関しては、別段問題はないと思っています。荒れることはないと思いますので、よろしくお願ひします。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第27号の2につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第27号の2は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして3番、農業委員の亀山委員さん、説明の方よろしくお願ひいたします。
亀山委員	3番と4番をいっしょに説明します。 10月31日に、事務局と森田委員さん、小西委員さんと現場の方を見させていただきました。今まで作っておられるようですので、双方とも了解しておられるそうですので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	小西委員の方から、何か補足説明はありますか。
小西委員	特にありません。先ほど亀山委員さんが報告されたとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	森田委員さん、何か補足説明はありますか。
森田委員	先ほど亀山委員さんが言われたとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方、終わりました。何か皆様方の方からご意見・ご質問等ありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第27号の3につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第27号の3は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして、議案第27号の4につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第27号の4は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして5番、農業委員の内藤委員さん、説明の方よろしくお願ひします。
内藤委員	10月30日に、私、木村委員さん、永見委員さん、それと地主の米田さんがこの度現地を確認させていただきました。 この周りは畠の地域で、問題はありません。高住さんは新規就農で、今年からこの地区の方に米子の方から上がってきています。今現在、遠藤さんの方の畠を借りておら

	れて、若干ではありますが、ねぎの作付けをしておられます。米田さんの作業場をお借りしておられるという繋がりもあります。 何ら問題はないと思われますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。
車議長	木村委員さんの方から、何か補足説明はありますか。
木村委員	今内藤委員さんが説明されたとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	永見委員さんの方から、何か補足説明はありますか。
永見委員	先ほど内藤委員さんが言われたとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方、終わりました。何か皆様方の方からご意見・ご質問等ありますか。
小西委員	売買単価というのは、わかりませんか。
事務局	売買単価は、10アール当たり15万円ということです。
車議長	他にご意見・ご質問等ありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第27号の5につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第27号の5は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして6番、農業委員の加川委員さんの方から説明の方、よろしくお願ひします。
加川委員	10月31日に、私と事務局の3人で現地に行きました。 ここは年に何回か、シルバー人材センターさんに頼んで、草刈りをしてもらっています。 荒れてもおかしくないような土地ですが、きちんと管理がされています。 勝長さんは埼玉県の方におられて、なかなかこちらの方に帰ることが出来ません。 土地を買っていただく方を探しておられまして、それなら買わせていただくということになりました。 300m ² で4万円くらいでということです。ただでもいいから何とか使ってほしいと言われましたが、まんざら、ただというわけにもいかないので、4万円という形で話をしましたので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。
車議長	一人か二人ということで、補足説明はありますか。
加川委員	私一人です。
車議長	説明の方、終わりました。何か皆様方の方からご意見・ご質問等ありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第27号の6につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第27号の6は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	議案第28号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしくお願ひいたします。
事務局	議案第28号 農地法の非適用に係る証明願の審議です。 ことらも3件ありますので、一括して説明させていただきます。 1番 溝口ノ荒神の前、561-1と569-1です。場所は役場分庁舎のすぐ後ろの踏切を渡ったところの土地となります。所有は、備考に書いていますが、561-1は南波氏単独で、569-1は南波氏と植松氏の共有名義となっています。 現状といたしまして、もう長年耕作もしていないということで、原野化しているという

ことで、申請がでているものです。

続きまして、2番 栃原の原境225番地、畠です。こちらは栃原の中島久男さんから申請が出ています。場所につきまして、大きな木が生えているということで、現地の方を確認してきたところです。

続きまして、3番 岸本、横道ノ上665-17です。こちらは丸山の生駒さんから申請があつたものです。これにつきましては、地籍調査がつい先日行われまして、成果としては、原野になる予定ではある所ですが、隣接しておられる方が、原野になつてゐる所で、購入を希望されているということもありまして、事前に現況、原野になつてゐるということで、申請があつたものです。

以上です。

車議長	では、1番の方から審議をお願いします。 1番の農業委員の赤井委員さん、説明をお願いします。
赤井委員	10月29日9時から、現地確認をさせていただきました。 図面を見ていただきますと、役場分庁舎の駐車場と溝口中学校の間の土地です。 今、事務局の方から言わされたとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	中村委員さん、何か補足説明は、ありますか。
中村委員	赤井委員の説明のとおりです。審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	井上委員さん、何か補足説明は、ありますか。
井上委員	現地につきましては、先般行われました農地パトロール等で、もう何年も前からですが、常にB判定としていました。その案件が出てきたというような状況です。 従いまして、大変な土地になる恐れがありますので、この際、非農地ということで申請がありましたので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方終わりました。皆様の方から、何かご意見・ご質問等は、ありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第28号の1につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第28号の1は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして、2番 農業委員の内藤委員さん、説明の方よろしくお願ひいたします。
車議長	農業委員の 委員の方から説明の方、よろしくお願ひします。
内藤委員	10月30日に現地の方を確認させていただきました。 さきほど事務局の方から説明があつたとおりです。 審議のほど、よろしくお願ひいたします。
車議長	永見委員の方から、何か補足説明はありますか。
永見委員	内藤委員、事務局の説明のとおりですので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。
車議長	木村委員の方から、何か補足説明はありますか。
木村委員	内藤委員、事務局の説明のとおりですので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方、終わりました。何か皆様の方からご意見・ご質問等ありますか。
畠委員	ちなみにここは構造改善とかされている所でしょうか。 区画的にきちんとされているような土地ですが。
事務局	こちらの資料で見る限りでは、構造改善はされていません。

畠委員	わかりました。
車議長	他に何かご質問はありますか。
車議長	他はないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第28号の2につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第28号の2は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして、3番 地元農業委員の加川委員さん、説明の方よろしくお願ひします。
加川委員	10月31日に、私、事務局2人と3人で、本人さんにも出てきていただきまして、現地を確認しました。 事務局の方から説明がありましたとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方、終わりました。何か皆様方の方からご意見・ご質問等ありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第28号の3につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第28号の3は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	議案第29号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第29号 農用地利用集積計画の審議です。 今回の案件といましましては、利用権の設定を受ける方が4名、利用権の設定をする方も4名となっています。 面積としては、田につきまして、3年以上6年未満が20,037m ² となっています。 利用権を受けられる方については、総会資料の一番うしろの方に、西村さん、長者原百姓、忠田さん、森下さんとなっています。 以上です。
車議長	事務局の方からの説明が終わりました。皆様の方から、順次質問をお願いします。
亀山委員	利用権の設定の申し込みは、5年がいいとか3年がいいとか、言われますけど、これはどちらがいいのでしょうか。
事務局	町の方では、認定農業者の方でしたら、有償というか、お金を払ってする場合でしたら、3年以上すると8千円、契約時にあります。あとは水田につきまして、1ヘクタール以上の利用権の設定をしている方、これは認定農業者でなくてもいいのですが、1ヘクタール以上の集積をしている方については、契約時に4千円という補助金が、これが3年以上で出ることになっています。もし、その補助金が要るということであれば、3年更新ということでされると、3年ごとに8千円なり、4千円なりが出ます。 5年更新ということにしますと、5年ごとということになりますので、そういうような条件に合致する方については、3年の方がいいのではないかと思います。 ただ認定農業者の方について、無償で借りられましても、それは対象になりませんので、そのあたりのところは説明されて、借りられる方・借りる方にどって、有利な方法を検討していただければいいのではないかと思います。
亀山委員	無償だったら、補助金が出ないわけですね。
事務局	認定農業者の方が借りる場合は、補助金が出ません。 水田を借りる場合、認定農業者でない人が1ヘクタール借りられるなら、補助金が出ます。認定農業者になった途端に、無償の分は対象にならなくなります。

	<p>そういうこともありますので、そのあたりのところを補助金の具合を考えながら、していただければと思います。10年くらい借りられて、中間管理機構の補助金の方がいいという方もおられるかもしれません。</p> <p>そのあたりは、ケースバイケースで、その都度相談を受ければ、こちらの方でも補助金の内容については説明をさせていただけると思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
車議長	他には、質問ありませんか。
影山委員	<p>合同会社長者原百姓の面積を見たら、4万ちょっと、4町歩しかないです。</p> <p>現実には、50町歩ほど作っておられると思いますが、法人への名義変更は、どうしてこれくらいしか出でていないのですか。</p>
事務局	<p>まだ志直さんの分がいっぱい残っているのと、米子市で借りられているがあります、それはこちらの分にはなかなか上がってこないということがあります。</p> <p>本当は、それらもこれに入れないといけないと思いますが、米子市から資料をもらって、米子市の方でも、10町歩か20町歩くらい作っておられるようです。米子市は中間管理機構を通した分だけでされているようです。</p> <p>更新になる分から、順次、中間管理機構を通して、長者原百姓に変えられています。</p> <p>中間管理機構を通して契約すると、お金の計算の面では有利な点があります、通帳にお金を入れておくと、借りられている方にお金を支払うというところは、中間管理機構の方でしていただけます。</p> <p>そのあたりが中間管理機構を通した、有償での利用権設定については有利かと思います。</p> <p>米子市の方に、いくら借りられているかということは、データを次回までに資料を集めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
影山委員	ではこれには、米子市の分が載っていないということですね。
事務局	米子市の分が載っていないということです。
影山委員	あまりにも少ないので、ちょっと聞いてみました。
車議長	他には、質問ありませんか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第29号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第29号は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	本日の議案は、以上で終わりです。
6 その他	
車議長	事務局の方から、何かありますか。
事務局	<p>先ほど冒頭の方で、会長の方が言われました、上場会長が退任されたという件ですが、農業会議といいますか、担い手機構の理事長を今年の5月に退任されました。</p> <p>そうなると、共済組合と土地改良区と担い手機構から、1人農業会議に理事を出すということになっています。どちらの方の話をされて、今までではその枠で、理事ということでお入っておられましたが、上場さんが理事長を辞められたため、そこが新たに違う人を</p>

出されました。

違う人ということで、最終的には、農業共済の植田さんという方を新たに選出されたところです。

それで事務局の方では、学識経験者ということで、上場さんに残っていただこうということで、提案されたようですが、理事会の方でそれは否決されました。

で、理事に残れないということが決定したところです。

それで新たに加わった、農業共済から出られた上田さんと、従前からおられるさつきの智頭の小林さん、倉吉の山脇さん、西部の恩田さん、町村会の方で、北栄の町長、あとは中央会の会長の5人で、新たに理事会をされて、その中で小林さんが理事長ということになりました。

そういうことで、この間挨拶状もきておりまして、上場さんとしては、農業会議の方の会長でもなくなりましたし、担い手機構の方の理事長でもなくなつたということで、まだ米子の方にはおられるようですが、まだ行つてはいません。

長年お世話になりました。

新たな会長につきましては、理事の中から、智頭の小林さん、副会長に倉吉の山脇さんということで、この間私が留守の時に、会長の小林さんと倉益事務局長が挨拶に来られたということです。

連絡していただければ事務所にいたのですが、いろいろ西部の方も今回つておられたようです。というところで、来年の6月の農業会議の総会までは、そちらの方でやるということに決定しました。

総会で、新しい理事長の信任ですが、分けられましたけど、反対が5人、賛成が31人ということで、理事会で決定したことについては、総会ではほとんど皆さん賛成です。他に何かありましたら、わかる範囲内でお答えいたします。

車議長

事務局からその他で、何か連絡事項はありませんか。

事務局

放送等していますが、長山、板原とかに熊が出没しています。

この間は、中学校の体育館の横の方まで出てきているようです。テレビでも放送していますが、柿が残っている所に、柿を狙って結構近い所まで出てきているようですので、その辺り何か聞かれましたら、熊に注意していただきたいということで、よろしくお願ひいたします。

車議長

皆様の方で、その他で何かありませんか。

事務局

他には、何かありませんか

車議長

他はないようですので、これで終わります。

車議長

来月の第9回目の定例会は、12月13日金曜日に開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

定例会終了後、うなばら荘で忘年会を行ないたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

12月13日に県の農業会議主催の研修会があると言っていましたが、その日の研修会は中止になりましたので、お知らせしておきます。

最後になりましたが、本日の欠席は、福島委員さん1名です。

本日は、以上で閉会いたします。

7 閉会

午前10時15分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

1番 赤井政司

6番 内藤 賢一郎

